

微細加工工業会定款案

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 当団体は、「微細加工工業会」と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当団体は、主たる事務所を東京都台東区柳橋 1 丁目 4-4 ツイントラスビル 8 階 (株式会社NCネットワーク内) に置く。

(目的)

第 3 条 当団体は、微細加工技術の普及・啓蒙と微細加工に取り組む製造業の発展に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 情報交換会・交流会・勉強会
- (2) 展示会・マッチング会
- (3) 企業等見学会
- (4) 調査研究活動及び発表
- (5) 前各号に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第 4 条 当団体の公告は、当団体の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 2 章 会 員

(入会)

第 5 条 当団体の目的に賛同し、入会した者を会員とする。

2 会員となるには、当団体所定の様式による申込みをし、幹事会の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第 6 条 会員は、別途会員総会において別において定める会費を納入しなければならない。会費は毎年度初月に入金する。

(退会)

第 7 条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、1 か月以上前に当団体に対して予告をするものとし、年会費の返金を行わない。

(除名)

第 8 条 当団体の会員が、当団体の名誉を毀損し、若しくは当団体の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、会員規約に基づき、幹事会の決議によりその会員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

第 9 条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 幹事会の同意があったとき。

第 3 章 会員総会

(開催)

第 10 条 定時会員総会は、毎年 11 月に開催し、臨時会員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 11 条 会員総会は、幹事会メンバーの過半数の決定に基づき代表幹事が招集する。

2 会員総会の招集通知は、会日より 1 か月前までに会員に対して発する。

(決議の方法)

第 12 条 会員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第 13 条 会員は、1 社 1 個の議決権を有する。

(議長)

第 14 条 会員総会の議長は、幹事会会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、副会長がこれを務める。

(議事録)

第 15 条 会員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した幹事がこれに署名又は記名押印する。

第 4 章 幹事

(役員)

第 16 条 当団体に、次の幹事会を置く。

- (1) 幹事のうち会長 1 名、副会長 2 名とする。
- (2) 幹事のうち会計監査役 1 名とする。

(選任)

第 17 条 幹事は、会員総会の決議によって正会員の中から 10 名以内で選任する。
2 会長、副会長、会計監査役は、幹事の互選によって定める。

(任期)

第 18 条 幹事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち 終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。
2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち 終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。
3 任期の満了前に退任した幹事又は監事の補欠として選任された幹事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(幹事の職務及び権限)

第 19 条 幹事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。
2 会長は、当団体を代表し、その業務を統括する。

(監事の職務及び権限)

第 20 条 監事は、幹事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

(解任)

第 21 条 幹事及び監事は、決議によって解任することができる。ただし、役員
の解任の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
2 幹事は幹事会の出席数を 2 分の 1 以上下回る場合は、幹事会において幹事総数の 2 分の 1 以上の議決により解任し、総会の承認を得る。

(報酬等)

第 22 条 幹事の職務執行の対価として当団体から受ける財産上の利益は、幹事会の決議によって定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 23 条 当団体の事業年度は、毎年 11 月 1 日から (翌年) 10 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 24 条 当団体の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表幹事が作成し、直近の会員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。予算計画の承認は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

第 6 章 附 則

(事業年度)

第 25 条 当団体の 初の事業年度は、当団体成立の日から平成 31 年 10 月 31 日までとする。

(法令の準拠)

第 26 条 本定款に定めのない事項は、関連する法令に従う。